

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する当面の対応について(見解)
(案)

平成23年5月 日
原 子 力 委 員 会

原子力基本法は、我が国における原子力利用は、安全の確保を旨とし、将来のエネルギー資源を確保し、人類社会の福祉と国民生活の水準の向上に寄与すること等を目指すべきとしています。原子力の研究、開発及び利用に関する事項等について企画、審議、決定することを所掌する原子力委員会は、これに反する結果をもたらした東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を深刻に受け止め、その調査結果を踏まえて、今後の政策に関する事項を決定していく所存です。

現在、当該発電所の現場においては、事故当初のように短時間に状況が大きく変わる可能性は低減してきましたので、そこでの対応は、安定した炉心冷却のためのシステム構築など、継続的に必要となる事柄に変わってきています。一方、住民に対する対応においては、事故の結果生じた放射線環境を評価しながら、緊急避難された方々が帰宅が可能になるまでの間自宅を離れて生活する基盤を確保するための取組や、地域の復興へ向けた取組に力を入れていくべき段階に至っています。また、同時に、全国にある既存の原子力施設については、その安全確認も並行して進められています。

原子力委員会は、政府において決定され、関係各方面において実施されていくこれらの対応においては、当面、次の諸点が配慮されるべきと考えます。

1. 福島第一原子力発電所における事故の収束及びその後に向けての取組

東京電力は4月17日に「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を公表しました。東京電力をはじめ、政府、産業界、研究機関等は、内外の知見と技術を結集し、これに沿った取組を、災害の防止上支障のないことという法律の求める要件を満たすことをリスク評価等により確認しつつ、的確に推進することに全力を尽くすべきです。

また、事故を起こした発電所の廃止措置を実施するためには、大量の放射性廃液の処理、構内の汚染建物・土壌の処理、発生する大量の低レベル放射性廃棄物の管理・処分、使用済燃料の運び出し、損傷燃料の取り出しなどが必要です。政府は、東京電力に対して、これらの実施に向けて短中長期の課題毎のロードマップの提出を求め、その実現に必要な法的枠組みを整備するとともに、採用して効果的な技術の研究開発を迅速に推進していくべきです。

2. 地域の復興に向けての取組

事故を収束させる取組と並行して、環境放射線量のモニタリングの継続や住民の線量評価を実施し、その結果に基づき、住民の健康管理、避難等の解除、教育における学校施設利用の適正化や放射線量の低減に向けた取組、放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分、土地改良等を含む農畜産業の復興、森林・野生動物対策、海産物対策、産業活動・物流活動に係る風評被害の防止に向けた国内外での規制調和等の取組が、国際的に確立された放射線防護の考え方を踏まえて行われる必要があります。政府は、これら緊急事態応急対策の実施に対する技術的事項等について原子力安全委員会の助言を得て迅速かつ効果的に行うよう組織を整備し、それぞれの取組ごとに必要な場合、法的枠組みを整備するとともに、有効な技術の実証試験の実施などの取組を早急に開始するべきです。

3. 事故調査

我が国は、今回の事故の発生や拡大を防止できなかった反省とこの事故から学んだ教訓を踏まえ、原子力安全確保の仕組みを抜本的に変えていく必要があります。そのため、事故調査委員会を早急に設置し、この事故の原因を地震津波の想定、プラント設計及び組織要因にまで遡って調査するとともに、災害対策の取組等を評価し、教訓を汲み出す作業を行わせるべきです。

なお、この事故の調査結果と得られた教訓を国際社会に対して提供することは我が国の責務でもあります。国際原子力機関（IAEA）が6月20日から原子力安全に関する閣僚級会合を開催するように、国際社会ではこの事故の現時点の評価を行い、教訓をくみ取り、各国が安全確保や非常事態に対する対応能力を強化するための取組を開始できるようにすることを目指した様々な活動が開始されています。そこで、政府は、事故はなお収束に至っていませんが、これまでにわかっている事故に関する事実関係と事故から得られた教訓をできるだけ早期に取りまとめ、次に述べる安全確認作業に反映させるとともに、国際社会に報告するべきです。

4. 安全確認

原子力委員会は、原子力利用は、原子力施設に内在する大量の放射性物質によって公衆が被ばくする事態の発生可能性（リスク）が十分小さくなるように設計、建設、運転されることを前提に進められるべきと考え、政府と事業者のリスク管理活動が高い安全文化に支えられ、内外の経験や新知見を踏まえてその十分性を絶えず見直しつつ進められるよう求めてきました。しかしながら、今回の事故の発生によって、このリスク管理活動の妥当性に対する国民の信頼が失われました。

安全規制機関は決意を新たにして、今回の事故の原因分析と教訓に立脚して法令に基づき、このリスク管理活動の目標を改めて明確にし、既存の原子力施設の運転にお

いてこの目標を達成するのに必要な取組が最新の知見も反映された形で厳格に行われていることや過酷事故に備えた準備が行われていることを、透明性を確保しつつ確認するとともに、取組が不十分と判断された場合には、法令に基づき運転停止を含め厳格な対応をとることが必要です。その際、今回の事故を踏まえた諸外国におけるストレステスト（自然災害、全電源喪失等への対処能力評価）など国際的な取組についても、十分参考にすることが重要です。さらに、国民に対して、上記の確認の結果や取組の意味するところを丁寧に説明していくべきと考えます。

5. 情報提供

現在、関係省庁等からプラント情報や環境モニタリングデータなどの情報が提供されていますが、これらに加え、各種データが何を意味するか、住民の生活にどう影響するかなど、情報の受け手のニーズに合った解説を行っていく仕組みを充実することが重要です。

原子力委員会は、上記のように、事故の収束から被災した地域や環境の回復、さらに廃止措置の実施まで、緊急の技術課題が多く存在しますので、研究開発機関等に対して、こうした課題に関する研究開発や技術の実証に最優先で取り組むことを求めていきます。また、こうした取組の推進には人材が必須ですが、現在の状況において、このような研究開発等を含む原子力の研究、開発、利用の取組に参加することを志す若い人材を確保するためには相当の努力が必要であると考えられます。このため、関係機関に対し、人材の育成・確保に係る創意工夫を求めていきます。

さらに、原子力委員会は、福島第一原子力発電所の事故の結果、原子力発電を取り巻く社会環境は大きく変化したとの認識に立って、冒頭に述べた調査の結果を待たずしに、今後の原子力政策に関する決定を行うに当たって考慮すべき重要課題の整理を開始します。その一環として、エネルギー源としての原子力発電の特性（リスク、コスト等含む）とそれを踏まえた今日及び今後20年から30年を考えた原子力発電の役割について再検討等を行います。そのため、定例会議等において、各界の有識者からのヒアリングを開始します。

以上